

公 告

次期リサイクル施設整備に係る敷地造成工事について、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀県東部環境施設組合契約事務規則（平成30年規則第7号）第2条の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月15日

佐賀県東部環境施設組合 管理者 向 門 慶 人



1 工事の概要

- (1) 工事番号 佐東環第231号
- (2) 工事名 次期リサイクル施設整備に係る敷地造成工事
- (3) 工事場所 佐賀県鳥栖市立石町ほか
- (4) 工事概要 次期リサイクル施設整備に係る搬入道路、敷地造成及び擦付け道路工事による土木工事一式
(内容)
搬入道路 L=425.154m
敷地造成 A=27,850m²
擦付け道路 L=135.600m
- (5) 予定工期 組合議会の議決を得た日の翌日から令和9年3月19日まで
- (6) 予定価格 1,084,510,000円
(消費税額及び地方消費税額を含まない額)
- (7) 最低制限価格 786,000,000円
(消費税額及び地方消費税額を含まない額)

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は次のすべての資格要件を満たす共同企業体とする。

(1) 構成員の参加要件

すべての構成員が次の資格要件を満たすものとする。

- (ア) 共同企業体は自主的に結成するものとし、2社又は3社による共同企業体とする。
- (イ) 構成員の最低出資比率は、2社での共同企業体のときは30%以上、3社での共同企業体のときは20%以上であること。
- (ウ) 鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町（以下「組合構成市町」という。）から入札参加資格者指名停止を公告の日から入札の日までの間

に受けていないこと。

- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。）
 - (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による土木工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (カ) 本工事の競争に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の代表構成員の参加要件
- 共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員」という。）は、上記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次のすべての要件を満たす者とする。
- (ア) 公告の日において、組合構成市町に本店を有する企業として、土木一式工事（公告の日において、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、土木一式工事特A級の決定を受けていること。）を希望業種として、組合構成市町のいずれかの競争入札有資格者名簿に登載されていること。
 - (イ) 入札参加申請の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある建設業法の土木工事業に係る監理技術者（1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。）を専任で配置できる者であること。
 - (ウ) 出資比率が最大である者であること。
- (3) 共同企業体の代表構成員以外の参加要件
- 代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は上記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次のすべての要件を満たす者とする。
- (ア) 公告の日において、組合構成市町のいずれかの競争入札有資格者名簿に土木一式工事を希望業種として登載されていること。
 - (イ) 公告の日において、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項に規定により、土木一式工事A級の決定を受けていること。
 - (ウ) 公告の日において、組合構成市町に本店を有する企業として組合構成市町のいずれかの競争入札有資格者名簿に登載されていること。
 - (エ) 入札参加申請の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者であること。
- (4) 存続期間
- (ア) 本工事の相手方となった共同企業体
本工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで。
 - (イ) 本工事の相手方とならなかった共同企業体
本工事に係る請負契約が締結された日まで。（ただし、申請された共同企業体が入札参加資格を満たさなかった場合や入札参加資格を喪失した場合は

存続しないものとする。)

3 入札参加申請の方法

次の申請書及び提出資料をA4版で各1部作成し、A4サイズのフラットファイル（色は問わない）に綴じ込み、提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（別紙1）
- (2) 現場代理人配置予定事前届出書（別紙2）
- (3) 配置予定技術者資格調書（別紙3）※共同企業体の代表構成員のみ
- (4) 配置予定技術者資格調書（別紙4）※共同企業体の代表構成員以外のみ
- (5) 共同企業体協定書（別紙5）※副本、袋とじ
- (6) 共同企業体編成表（別紙6）

4 入札参加資格確認申請書及び提出書類の受付期間並びに受付場所

- (1) 受付期間 公告の日の翌日から令和6年11月29日（金）まで（土・日・祝日を除く。）の9時00分から17時00分まで。
- (2) 受付場所 〒849-0102
佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4432
（鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ）
佐賀県東部環境施設組合 事業2係
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。
郵送の場合は令和6年11月29日（金）17時00分必着
- (4) 資格確認の連絡
入札参加資格のない者へは令和6年12月3日（火）までに電子メール又はFAXにて連絡する。
- (5) 入札参加資格の喪失
入札参加資格を有する者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。
- (6) 入札参加資格に関する質問
 - (ア) 質問方法
公告の日の翌日から令和6年11月26日（火）17時00分までに佐賀県東部環境施設組合 (Email: info@s-toubukankyo.jp) に電子メールで送付すること。
 - (イ) 回答期限
令和6年11月27日（水）17時00分までに佐賀県東部環境施設組合ホームページに回答を掲載する。

5 発注仕様書の交付場所及び期間

(1) 場所

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4432

(鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ)

佐賀県東部環境施設組合 事業2係

(2) 期間

公告の日の翌日から令和6年11月29日(金)まで(土・日・祝日を除く。)の9時00分から17時00分まで。

(3) 方法

電子媒体(CD)での貸し出し

ただし、入札参加資格確認申請書を受付期間内に提出した者に限る。

(令和7年1月6日(月)までに持参又は郵送にて返却すること。)

(4) 発注仕様書等に関する質問

(ア) 質問方法

令和6年12月2日(月)から令和6年12月10日(火)17時00分までに佐賀県東部環境施設組合(Email: info@s-toubukankyo.jp)に電子メールで送付すること。なお、質問は入札参加資格確認申請書を受付期間内に提出した者に限る。

(イ) 回答期限

令和6年12月12日(木)17時00分までに佐賀県東部環境施設組合ホームページに回答を掲載する。

6 入札及び開札について

(1) 入札の方法

開札日時に提出すること。

(2) 提出書類

(ア) 入札書(様式第1号)

(イ) 工事費内訳書

(ウ) 委任状

(3) 開札の日時及び場所

(ア) 日時

令和6年12月23日(月)9時00分

(イ) 場所

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4432

鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ2階会議室

(4) 入札の取扱い

入札参加者が1者の場合であっても有効なものとし、入札は執行する。

7 入札保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額の10%以上の納付が必要。ただし、佐賀県東部環境施設組合契約事

務規則で準用する鳥栖市契約事務規則第26条第1項の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。また、同規則第27条第1項の規定に基づく履行保証保険契約の締結、又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、保証金を免除する。

8 支払条件

(1) 前金払

有（各会計年度における支払限度額の40%以内）

(2) 中間前金払

有（前金払を既に受けており、当該会計年度の工期の2分の1が経過し、当該会計年度の工程表における2分の1の工程が完了している場合、各会計年度における支払い限度額の20%以内）

(3) 部分払

有（各会計年度1回以内）

9 入札の無効

次期リサイクル施設整備に係る敷地造成工事入札心得（令和6年11月15日施行）7（無効の入札）のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 入札の辞退

(1) 入札書の提出前に限り、入札を辞退することができる。

また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(2) 辞退届は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。

(3) 辞退届を提出する場合は、「入札辞退届在中」と朱書きした各自の封筒に入れ、表面に工事名と共同企業体名を記載し、令和6年12月20日（金）までに佐賀県東部環境施設組合に持参又は郵送するものとする。また、郵送による場合は、令和6年12月20日（金）17時00分必着とする。

11 その他

(1) この公告に定めのない事項については、佐賀県東部環境施設組合契約事務規則その他入札契約に関する法令等の規定による。

(2) 本工事に係る下請負契約を締結する場合には、当該下請け契約の相手方を組合構成市町内地元業者の中から選定するよう努めること。

(3) 本工事は、佐賀県東部環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成30年条例第17号）第2条の規定による組合議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、工事請負仮契約を締結し、組合議会の議決後にこれを本契約とする。なお、組合議会の議決が得られなかった場合、仮契約は無効となり、契約は成立しない。また、このことで仮

契約の相手方に損害が生じても佐賀県東部環境施設組合は一切の責めを負わない。

1 2 問い合わせ先

佐賀県東部環境施設組合 事業2係 TEL 0 9 4 2 (8 1) 8 8 4 5